

青森県後期高齢者医療広域連合職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 七年 六月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第十四号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合職員の寒冷地手当に関する規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「扶養親族」の下に「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。